

改正条例のイメージ図

滋賀県食品衛生基準条例(改正前)

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 営業施設の基準

※厚労省通知を参考に都道府県が規定

第1項

第1号 固定店舗の施設基準

(共通基準、業種別基準) 別表第1

第2号 自動車営業の施設基準

別表第2

第3号 自動販売機の基準

別表第3

第4号 特定簡易営業の基準

別表第4

第2項 適用除外

第3項 基準の細目の規定

第4条 食品衛生検査施設の基準

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(改正前)

第17条 営業者の義務

第1項 ふぐ調理師によるふぐの取扱い

第2項 ふぐ取扱施設における遵守事項

第1号 専任のふぐ調理師の設置

第2号 有毒部位の保管容器の設置

第3号 規則への委任

滋賀県食品衛生基準条例(改正後)

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 営業施設の基準

◎省令の基準を参酌して規定

第1項

第1号 共通基準

別表第1

(すべての業種に適用)

第2号 業種別の施設基準

別表第2

第3号 生食用食肉取扱施設の基準

別表第3

ふぐ処理施設の基準

別表第3

第4号 特定簡易営業の基準

別表第4

第2項 適用除外

第3項 基準の細目の規定

第4条 食品衛生検査施設の基準

国の定める基準
(参酌基準)

食品衛生法
施行規則
営業施設の基準

許可業種の整理等